

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆ 処遇改善加算、使途制限等のあり方等の検討が行われる ◆

～子ども・子育て会議、同基準検討部会 合同会議が開催される～

去る7月31日（木）、子ども・子育て会議（第17回）、同基準検討部会（第21回）の合同会議が開催されました。今回は、（1）処遇改善等加算、使途制限等のあり方について、（2）利用者負担について、（3）次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について、（4）その他（子育て支援員（仮称）について）について、意見が交わされました。

会議冒頭、7月23日付の読売新聞記事「認定こども園返上の動き」*に関して、古渡委員（全国認定こども園協会）から、調査等の経緯について発言がありました。

*全国認定こども園協会が、新制度に関する緊急調査を実施。回答があった会員施設201園のうち、25%にあたる50園が「認定こども園をやめることを検討中」と回答した。

他の委員からは、「現行より良くなる前提で議論されてきたはずであり、試算上の齟齬等でこうした判断をされているのであれば、事業者に対し丁寧な説明が必要」、「新制度に先行して取り組んでいる事業者が、いわゆる“ハシゴを外される”と認識しているなら、国が責任をもって説明するべき」等の発言がありました。

事務局からは、「現行制度の収入と公定価格仮単価の比較が適切ではないケースが散見され、地方単独事業等を含む、全体として整合をもった比較をお願いしたい」旨の説明がありました。

以下、議事概要を報告します。

(1)－1 処遇改善等加算のあり方について

- 公定価格の仮単価については、「子ども・子育て会議（第15回）、同基準検討部会（第20回）／平成26年5月26日」で取りまとめられたところ。
- 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップの必要性から「処遇改善等加算」を設け、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算を実施することとされており、上記の加算に関する枠組み及び加算率の設定に関し、詳細な整理検討*が必要であり、今般協議されたもの。

*本件に係るこれまでの議論は、資料「公定価格・利用者負担の主な論点について」（「子ども・子育て会議基準検討部会（第19回）：平成26年4月23日」）P49-54を参照。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/b_19/pdf/ref3.pdf

- 現行制度における対応や他の制度の対応も踏まえ、以下6つの個別論点が提示され検討された。

【個別論点①】加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

- 以下の施設・事業について、勤続年数の通算対象とするかが議論され、事務局提案に対し、委員からは多くの賛同の声があった。

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費で勤続年数の通算対象とする施設・事業は、「児童福祉施設や老人福祉施設等社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等」
- 新制度の公定価格の設定に当たって求められる、現行の対象施設以外の施設・事業
 - ①幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ②保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - ③小学校等の教育施設
- 指導・監督等を通じて地方自治体が責任を負っていると評価される以下の施設・事業
 - ①地方単独事業による認可外保育施設
 - ②放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - ③障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
- 定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設
指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設、幼稚園併設の認可外保育施設

※各施設・事業において前歴（職歴）の証明（在職証明等）に関する資料、書類の提出を求める。

【個別論点②】 現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応

- 以下の観点を前提に、対応パターンが2つ示された。本日の会議ではいずれかの方向性にも決定されてはいないが、長く働くことができるよう、10 年以上の場合へ対応が図られるようとの意見が挙がった。

- 現行…施設の平均勤続年数が10 年以上になると、加算率が12%で「頭打ち」。
- 平均勤続年数…全職種平均 11.8 年、保育士 7.8 年、幼稚園教諭 7.4 年
→「長く働くことができる職場」の構築のため、平均勤続年数を延ばしていくことが必要。
- 質改善に伴う処遇改善分 (+3%) の財源を踏まえ、メリハリのきいた設定が必要。
- 現在、実施している「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとすることが考えられるが、質改善の+3% (保育士等処遇改善臨時特例事業は 2.85%) の財源を前提とすると、対応の効果が限定的になることが想定される。

[対応パターンの案]

- ①0.7 兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10 年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在の取組が継続して実施できるようにする。
- ②「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10 年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

【個別論点③】 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み

【個別論点④】 キャリアアップに対応した仕組み

- 論点に関して、以下の観点・取組が重要な要素として示された。
 - 勤続年数の延伸には、計画的に賃金水準の維持・向上、職員のキャリアパスの取組が重要。
 - 質改善による処遇改善の効果を発揮・維持するため、下記が加算の必須要件に求められる。
 - ・賃金の改善等に関する計画の策定及び職員への周知、届出
 - ・賃金改善の着実な実施及びその実績の報告
 - 職員のキャリアパスの取組には、施設・事業者において必要な取組が求められる。
 - i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等
 - ii) 資質向上のための計画策定等

【個別論点⑤】賃金改善等以外の処遇改善について

○ 以下の観点が示された。

- ④のキャリアパスと関連して、施設・事業において、健康診断の実施等、賃金の改善以外の処遇改善措置及び職員への周知についても求めることとするか。

【個別論点⑥】行政における対応について

○ 以下の観点が示された。

- 現行の民改費における対応は、都道府県・政令市・中核市が担っている。
新制度では、給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で、都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。

(1)－2 使途制限等のあり方について

○ 会計処理、区分経理については、既に以下の通り整理されている。

- ①会計処理…法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とする。
- ②区分経理…公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。

○ 上記を前提に、使途制限、指導監督の取扱いについて、以下の論点が示された。

【個別論点①】使途制限の取扱いについて

- 施設型給付及び地域型保育給付は、個人給付（法定代理受領）である性格上、使途制限を設けないことを基本としてはどうか。
- 私立保育所に係る委託費は、市町村からの委託に基づき保育の提供に要する費用として支払われる性格に鑑み、現行制度と同様に使途制限を設けることを基本としてはどうか。
- 現行の保育所運営費では、株式会社が配当を行った場合、民改費が公私施設間の職員給与格差の是正等を目的としていることから、対象としていない（配当そのものは禁止していない）。
一方、新制度において民改費は廃止され、処遇改善等加算として、性格・位置付けを変えたことを踏まえた対応とすべきではないか。

【個別論点②】指導監督等のあり方について（私立施設）

- 私立保育所に係る委託費…市町村による指導監督を基本（現行の保育所運営費と同様）。
- 給付費を受領する施設類型…公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を

基本。

※公認会計士等の外部監査を受けた施設は、市町村の会計監査の対象外としてはどうか。

(2) 利用者負担について

○ 「子ども・子育て会議（第 15 回）、同基準検討部会（第 20 回）／平成 26 年 5 月 26 日」資料について、同日の議論を踏まえ加筆・修正された内容が示されるとともに、新たに「利用者負担の運用について（案）：所得階層認定の運用、利用者負担設定に関する経過措置」が提案された。

○ 加筆・修正の主な内容は以下の通り。

- 利用者負担の取扱い…2 人目は、示された利用者負担の半額、3 人目以降は 0 円。
- 推定年収の定義
教育標準時間認定…夫婦（片働き）と子供 2 人世帯の場合の大まかな目安（年少扶養控除等廃止時）
保育認定…夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入）と子供 2 人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映）
- 低所得世帯等の減免規定の取扱い
教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置。
基準額上、第 2・3 階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。
（対象世帯）…母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

○ 「利用者負担の運用について（案）」の主な内容は以下の通り。

(2)－1 利用者負担に係る所得階層認定の運用について

①利用者負担の切り替え時期

- 市町村民税の賦課決定時期が 6 月→直近の所得状況を反映させる観点から年度途中に切り替え
- 施設・事業者の事務負担、保護者への周知期間等を考慮して9 月とする

②税額算定に係る控除の取扱い

- 旧年少扶養控除に係る再算定→新制度では行わない
ただし、市町村の判断で、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- 税額控除→調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する

(2)－2 私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置（案）について

①趣旨・概要

- 新制度の利用者負担は、所得に応じて市町村が定める額を徴収することとしており、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争による教育・保育の質の低下を招きかねない。
- しかし、現在、私立幼稚園は、統一的な利用者負担額が設定されておらず、各施設の自由設定に委ねる仕組みとなっている。新制度に移行することで現行より利用者負担が増となる場合、保護者の不利益となり得ることから私立幼稚園の新制度への移行の障壁となる可能性がある。
- 質の低下を招くことのないよう、一定の要件を課した上で、経過措置を講ずることとする。(施行後 5 年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしてはどうか。)

②対象施設

- 私立幼稚園であって、現在、適正に運営されている園。
- 新制度移行以前の保育料等の額が、新制度に基づく利用者負担額の最も高い額よりも低額又は低額と見込まれる私立幼稚園。

(3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について

- 前回、子ども・子育て会議（第 16 回）において、「背景及び趣旨」から「市町村行動計画」に関する事項についてポイントが示された。
- 一般事業主関係部分は、労働政策審議会において審議がなされ、特定事業主関係部分は関係府省で検討され、今回会議に報告された。

(4) その他（子育て支援員（仮称）について）

- 「日本再興戦略（平成 24 年 6 月 24 日閣議決定）」に明記された「子育て支援員（仮称）」について、その目的ほか、「研修制度に関する検討会」の設置について説明がされた。

※「育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう」と資料に明記されているが、育児経験豊かな主婦に対象を限定する趣旨ではなく、あらゆる地域の人材に参画していただけるような仕組みとする。

● 「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」について

- ・ 第1回を8月4日に開催（予定）。
- ・ 本検討会に専門研修ワーキングチームを置く（放課後児童、社会的養護、地域保育、地域子育て支援の4種）

※時間の関係で、資料説明のみとされたが、委員から「支援員を実際受け入れる現場の委員が参画しないのはいかがなものか」との発言があった。事務局からは、「第1回の検討会は予定通り開催するとして、現場の意見が反映される方策を検討したい」旨の回答がされた。

○ 次回は9月17日（水）開催の予定。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>